

山口市議会では、全国的にも急速に進行する少子化の問題、子育て環境、教育環境の多様化に起因する様々な諸問題を行政だけでなく、市民のみなさんとの一体的な取組によって解決していきたいと考え、山口市議会条例等調査研究会を設置し、子ども・子育てに関する条例の制定を目指しています。

## 前文

すべての子どもは次代を担うかけがえのない宝です。

四季折々の豊かな自然に囲まれ、古くからわが国の歩みを牽引してきた歴史と文化の中で、山口市で生きるすべての子どもたちが、家庭や地域の愛情に包まれながら、のびのびと学び、安心して夢と希望を育みながら健やかに成長し、地域社会の一員としてしっかりと育っていくことは、私たち市民すべての願いです。

しかしながら、急速な少子化や核家族化の進行、地域とのつながりや人間関係の希薄化などが進む中、待機児童やいじめ、児童虐待、子どもの貧困などが社会問題化するなど子どもや子育てを取り巻く環境は厳しさを増しています。

こうしたなか、子どもが心身ともに健やかに成長できる環境をつくり上げていくことは、本市においても、地域社会全体で取り組むべき最重要課題です。

あらゆる環境下においても、等しく子どもたちが学び、成長することが出来るよう、社会全体がその役割と責任を自覚し、すべての子どもの健やかな成長や学びに対する支援及びそれを支える子育て環境の充実をより一層図っていく必要があります。

すべての子どもが主体的なひとりの人間として生きるためには、一人ひとりが創造性や自尊心を磨き、ふるさとへの愛着を持って成長することが大切です。また、次代を担う子どもたちが、結婚、出産、子育てに希望を持ち、安心して産み育てていくことのできる山口市であり続けなければなりません。

ここに、すべての子どもが笑顔や喜びに満ち、希望にあふれる山口市の実現を目指し、この条例を制定します。

- 本市の子育てに関する現状と展望を概観し、すべての子どもたちがのびのびと育つため、保護者、行政、地域住民、学校関係者、すべての市民の責務と役割を明らかにし、本条例の策定意義や目標への理解を深め、広く周知するために、この前文を設けています。
- 「すべての子ども」と表記することで、家庭環境や経済状況などの生まれた環境の違いや、疾病や障がい等の有無によって、子育てや教育に関する公的支援と市民によるサポートの質や量、安全・安心に差異を生じさせない、すべての子どもが主人公となる子育て、教育環境づくりを山口市全体でしっかりと取り組んでいくという意味を表しています。
- 山口市の魅力を生かした子育て、教育を行うことにより、地域への愛着と誇り、人を思いやる心を培い、ふるさとへの定住や子育て文化の継承が世代を超えてなされることを目指しています。
- 本条例に基づいて行われる切れ目のない子育て、学びへの支援は、本市のまちづくりの骨格となるべきものと捉えており、将来にわたり、すべての子どもが笑顔や喜びに満ち、希望にあふれる山口市の実現を目指し、社会全体で支えあって子ども・子育てを行う環境づくりをより一層スピード感を持って力強く進めていきます。

## 第1章 総則(第1条~第3条)

### 目的(第1条)

この条例は、子ども・子育て支援の推進に関する基本理念を定め、市、保護者、学校等、市民、地域コミュニティ、子ども・子育て支援団体及び事業者の責務又は役割を明らかにするとともに、市が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進し、もって、すべての子どもが健やかに育つことのできる地域社会の実現を図ることを目的とする。

- すべての子どもが健やかに育つ地域社会の実現を図るための基本となる理念や、関係者が子ども・子育てに積極的に関わっていくためにそれぞれが担うべき責務や役割、また、子ども・子育て支援を推進するために市が取り組むべき施策の基本となる事項について定めています。

### 定義(第2条)

「子ども」、「子ども・子育て支援」、「保護者」、「学校等」、「市民」、「地域コミュニティ」、「子ども・子育て支援団体」、「事業者」、「協働」について定義しています。

- 「子ども」…児童福祉法や児童の権利に関する条約等に準じて「18歳未満の者」とし、原則高校生までを対象と捉え、在学中に18歳に達した者も含めることから、「おおむね18歳未満」と定義しています。
- 「子ども・子育て支援」…子ども・子育て支援については、子ども・子育て支援法第7条第1号において定義されています。子どもの健やかな成長のためには、子どもの権利を尊重するとともに、官民を問わず、社会全体として支援していくことを表しています。
- 「保護者」…親や、親に代わり子どもを監護する者を保護者として定義しています。
- 「学校等」…学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の学校や、児童福祉法に規定する保育所等の児童福祉施設、その他、放課後児童健全育成事業施設(放課後児童クラブ)、地域子育て支援拠点施設といった、市内にある子どもが育ち、学ぶためのあらゆる施設として定義しています。
- 「市民」…山口市協働のまちづくり条例第2条第2号において定義しています。市内に居住する方のほか、市内で働く方、学ぶ方、公共的な活動を行う団体などを含めたものをいいます。
- 「地域コミュニティ」…地域住民が自主的に参加し、その総意及び協力により住み良い地域社会をつくることを目的として構成された集団をいいます。
- 「子ども・子育て支援団体」…子ども会やスポーツ少年団、青少年健全育成連絡協議会、子育てサークルなど、子どもが育つ地域において、子ども・子育てと密接な関係にある団体として定義しています。
- 「事業者」…市内において事業活動を営む個人又は法人と定義しています。
- 「協働」…山口市協働のまちづくり条例第2条第5号において定義しています。市民と市、市民同士が相互に相手の特性を理解及び尊重し、共通の目的に向かい、責任及び役割分担を明確にし、共に取り組むことをいいます。

### 基本理念(第3条)

- ◆子どもの権利及び自主性を尊重するとともに、子どもの最善の利益を第一に考慮して取り組むこと。
- ◆子どもが心身ともに健やかに育ち、自立することができるよう、市、保護者、学校等、市民、地域コミュニティ、子ども・子育て支援団体及び事業者がそれぞれの責務又は役割に応じて、協働して取り組むこと。

- すべての子どもが健やかに育つことのできる地域社会の実現を図るための基本となる理念や、関係者が子ども・子育てに積極的に関わっていくためにそれぞれが担うべき責務や役割、また、子ども・子育て支援を推進するために市が取り組むべき施策の基本となる事項について定めています。

# (仮称) 山口市子ども・子育てに関する条例 (素案) の概要

## 第2章 関係者の責務・役割 (第4条~第10条)

すべての子どもたちがのびのびと育つため、関係者の責務と役割を明らかにしています。

【市の責務】 ◆子ども・子育て支援に係る施策を総合的かつ計画的に推進します

### 【保護者の責務】

- ◆子育てについての第一義的責任を有します
- ◆家庭が子どもの育つ基盤であり、子どもが心身ともに健やかに育つよう努めます

### 【学校等の責務】

- ◆子ども・子育て支援に積極的に取り組みます
- ◆市、市民、子育て支援団体及び事業者等が実施する取組に協力するよう努めます

### 【市民の役割】

- ◆子ども・子育て支援への関心と理解を深め、その取組を積極的に行うよう努めます
- ◆関係者の実施する子ども・子育て支援の協力を努めます

### 【地域コミュニティの役割】

- ◆地域全体で子ども・子育てを支援していくための意識づくりや環境づくりに努めます

### 【子ども・子育て支援団体の役割】

- ◆子ども・子育て支援の取組を積極的に行います
- ◆子ども・子育てに関する市民及び事業者等の関心と理解を深めるよう努めます

### 【事業者の役割】

- ◆子育てと仕事の両立を図ることができるような必要な雇用環境の整備に努めます
- ◆子ども・子育て支援の取組を積極的に行うよう努めます

## 第3章 施策の基本となる事項 (第11条~第13条)

以下に掲げる事項を基本として、子ども・子育て支援の推進に取り組んでいきます。

子どもの育ち支援 <第11条(1)>

子育て支援 <第11条(2)>

- ア 保育及び教育環境の充実に関すること。
- イ 保健・医療体制等の充実に関すること。
- ウ 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供に関すること。
- エ 子どもの居場所づくりに関すること。
- オ いじめや虐待など子どもの悩みや不安等に対する相談及び支援に関すること。

- ア 子育てに必要な情報の提供等に関すること。
- イ 保護者の悩みや不安等に対する相談及び支援に関すること。
- ウ 子育てと仕事の両立の推進に関すること。

- ア 地域の子ども・子育て環境の整備に関すること。
- イ 子どもの安全・安心の確保に関することとする相談及び支援に関すること。

社会全体による支援 <第11条(3)>

相談体制の充実 (第12条)

- ・子どもやその保護者等が、自分自身のこと、家庭及び学校のこと、暴力、虐待及びいじめのこと等どのような内容についても、安心して相談することができる窓口の体制整備に取り組みます
- ・相談窓口の周知を図ります

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども等への支援 (第13条)

- ・社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもやその保護者等に対し、状況に応じた適切な支援を行います
- ・関係団体等と連携して社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもやその保護者の早期発見に努めます

## 第4章 施策の推進 (第14条~第16条)

### 基本計画の策定 (第14条)

- ◆市は、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(基本計画)を策定します。
- ◆基本計画の策定に当たっては、市民等の意見を反映するために必要な措置を講じます。
- ◆市は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表します。

- ・市が子ども・子育て支援に関する基本的な計画を策定すること及びその内容、策定手順についての条文です。
- ・基本計画とは、子ども・子育て支援法に定められた市町村子ども・子育て支援事業計画等で表しています。
- ・基本計画を策定するに当たっては、子どもや保護者、学校等、市民、地域コミュニティ、子ども・子育て支援団体、事業者等、各計画に関係する団体からの意見を聴取し、計画に反映することを表しています。

### 推進体制の整備 (第15条)

- ◆市は、保護者、学校等、市民、地域コミュニティ、子ども・子育て支援団体及び事業者と連携・協働して、子ども・子育てに関する切れ目のない支援を包括的に推進するための体制を整備するものとします。

- ・本条例を推進していくための体制の整備についての条文です。
- ・市は、子ども・子育て支援に関する施策を、すべての関係者と連携、協力しながら、子どもの成長に応じ、切れ目なく包括的に取り組むことを表しています。

### 啓発及び広報 (第16条)

- ◆市は、子ども・子育て支援に対する市民の理解及び関心を深めるための啓発及び広報その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

- ・本条例の推進にあたり、啓発及び広報活動を行うことについての条文です。
- ・条例の推進にあたっては、社会全体で子どもを育むことの重要性やそれぞれの役割についての共通認識を持ち、理解及び関心を深めるなかで、協働して取り組むことが重要となります。
- ・市は、市民等の理解及び関心を深めるため、啓発及び広報に取り組むことを表しています。

## 第5章 雑則 (第17条 財政上の措置)

- ◆市は、子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

- ・本条例における施策を推進するための財政上の措置についての条文です。
- ・市は、本条例の目的を達成するため、子ども・子育て支援に関する施策を推進できるよう必要な予算措置に努めることを表しています。

附則 この条例は、平成30年4月1日から施行します。

